

令和4年度宍粟市第11回予算決算常任委員会会議録

日 時 令和4年9月27日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 会 9月27日 午後1時30分

議 題

(1) 第107回宍粟市議会定例会付託議案案件審査について

- 第 76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 77号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 78号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 79号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 80号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 81号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(2) その他

出席委員（12名）

委員長	大久保 陽 一	副委員長	今 井 和 夫
委員	中 本 隆 敏	委員	垣 口 真 也

委員	神吉正男	委員	八木雄治
	西本諭		山下由美
	津田晃伸		前田佳重
	大畑利明		林克治

欠席委員

〃 浅田雅昭

事務局

事務局	長大前和浩	議会議務局課長	大谷哲也
係	長小椋沙織	主査	中瀬裕文

(午後 1時30分 開議)

○大久保委員長 ただいまより、令和4年度第11回予算決算常任委員会を開催します。
浅田委員より欠席の届けが出ていますことを御報告いたします。

第107回市議会定例会付託案件審査を議題とします。

8月30日の本会議で上程され、9月8日に本委員会に付託されました第76号議案から第84号議案までの令和3年度決算認定9議案を一括して審査します。

詳細審査は決算委員会で行いましたので、審査の経過と結果の報告をお願いします。

決算委員会、神吉委員長。

○神吉委員長 第107回宍粟市議会定例会に上程があり、予算決算常任委員会に審査付託のありました、令和3年度各会計の歳入歳出決算に係る第76号議案から第84号議案までの9議案について、決算委員会を招集し詳細審査を行いましたので、予算決算常任委員会運営要綱第4条の規定により報告いたします。

審査日は、令和4年9月12、13、14、15日の4日間です。

審査場所はこの議場において行いました。

審査の経過と結果についてお伝えします。令和4年8月30日に上程のあった第76号議案から第84号議案までの令和3年度各会計の決算認定9議案については、同日に予算決算常任委員会を開催し、決算審査に係る準備を進めるため、決算委員会を設置することになりました。

同日に決算委員会を開催し、委員長に私、神吉正男、副委員長に中本隆敏を選出した後、日程及び審査要領等を協議しました。

審査は、9月8日に予算決算常任委員会に付託され、決算委員会において詳細審査をすることになりました。

9月12日からの審査においては、令和3年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に、各部局に説明員の出席を求めるとともに、各部局2から30事業程度を抽出し、事務事業評価等を行いました。

それでは、審査の結果を報告します。

第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成5、反対1となりました。

第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成5、反対1となりました。

第78号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定

については、全員賛成となりました。

第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成5、反対1となりました。

第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成5、反対1となりました。

第81号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成となりました。

第82号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成となりました。

第83号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成となりました。

第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成となりました。

審査の中で、委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりでございます。

市長公室について。

発酵のまち推進事業については、地元主導で行う意識の醸成を図るとともに、やる気のあるところには市も積極的に関与されたい。

営業部設置事業については、事業期間が5か月とはいえ、事業実績が芳しくなく、費用に見合っていないことから、商材も含めた見直しが必要と考える。

ふるさと納税推進事業については、魅力ある商品づくりに加え、営業部などほかの事業と組合せ、寄附のさらなる獲得に向けて取り組まれたい。

新病院建設及び周辺整備事業については、市長公室は総括の立場として、特に市民への広報に関しては病院と協力して進められたい。

総務部・選挙管理委員会事務局について。

広報事業については、決算が減額になっているにもかかわらず、職員の努力により効果的な情報発信ができており、今後の創意工夫にも期待するところである。

しーたん通信・しそうチャンネルについては、依然として良視地域での加入率が低いことが課題として上げられる。月額500円で魅力ある番組が見られることを積極的にPRするとともに、番組制作者のスキルアップの研修を重ねられたい。

次は市民生活部についてです。

地域生活交通対策事業については、小型バスの利用者が減少傾向であるため、地域ニーズの把握や意見聴取に努められたい。利用者の利便性向上を図るため、北部

で行われるデマンド方式の運行の状況を分析し、取組を進めていく必要がある。

滞納徴収事業については、一連の徴収事務は基本どおりに実施されている中で、職員のさらなるスキルアップに努められたい。また、職員は滞納者と直接会って話し合うことが重要と考える

次は健康福祉部についてです。

ひきこもり対策推進事業については、兵庫県内においても居場所の常設化を行っている地域は少なく、宍粟市は先進的な取組を行っている。また、ひきこもり相談事業においても、対象者に対して細やかな専門的な対応ができています。今後の課題としては北部の居場所の確保について検討を進められたい。

病児病後児保育事業については、周知が進んだことにより、公務員、総合病院勤務の利用割合が高かったものの、民間勤務の利用者も増えてきている。しかしながら、受入れを断った案件もあったことから、新病院の建設に合わせて課題解決を図られたい。

次は産業部・農業委員会事務局について。

鳥獣対策事業については、宍粟市の重要産業である農業を営む上で、非常に大きな課題であるため、被害抑制に一層注力されたい。また、くくりわなで捕獲した個体の円滑な処理については、具体的に研究を進める必要がある。

森林整備推進事業については、市独自の支援策の奏功もあり、事業者が増えていることには大いに評価できる。今後は個人事業者や小規模企業に対しての助成も検討していただきたい。

再生可能エネルギー利用促進事業については、化石燃料が高騰している今を大きなチャンスと捉え、薪・ペレットストーブの普及に努められたい。また、いよいよ千種町において始まる小水力発電の成功に期待するとともに、他地域での導入に向けた市民の意識高揚にも力を入れていただきたい。

就職・就労活動支援事業については、コロナ禍における就職・就労状況の変化にも対応した支援ができていると見受けられることから、今後も情報収集に力を入れていただき、継続した取組をお願いしたい。

続いて建設部について。

移住・定住支援事業は、定住コーディネーターの取組や森林の家づくり事業の実績から、効果的な事業として一定評価できる。今後、例えば移住者がコーディネーターに就任するなど、移住者目線で相談対応ができれば、より満足度の高い事業になるのではと考える。

最上山公園整備事業については、将来のビジョンがやや見えづらいものの、四季折々で楽しめる風景づくりに加え、車椅子に対応した遊歩道やトイレも整備されており、引き続きPRにも取り組んでいただきたい事業であると感じた。

次は教育部について。

ICT支援員配置事業に関しては、支援員の相談体制の確立のほか、研修会等の取組により充実した支援ができており、現時点で問題なく進んでいると思われる。今後、不登校の児童生徒に対応するツールとしても活用を期待するほか、各学校間でのICT活用の差が出ないように、また視力など子どもの健康にも注意しつつ、適切な使用を指導してもらいたい。

第3子以降学校給食費助成事業に関しては、制度設計に関して種々の意見を聞いているものの、総じて多子世帯の経済的負担の軽減に効果的な事業であり、このまま継続した取組を求めたい。

総合病院について。

新型コロナウイルス感染症の影響による収益の低迷の中にありながら、地域医療の中での公立病院としての役割を果たすことができ、コロナ患者の受入れによる補償補助金の交付を受けられたこともあり、3年連続の黒字経営となった。現病院でも来院患者に寄り添った様々な取組を実施されており、それらを対外的に積極的にPRすることで、総合病院に対する利用者のイメージアップを図るとともに、安全・安心な医療を提供する体制づくりに今後も努められたい。

以上をもちまして、決算委員会の審査報告といたします。

○大久保委員長 決算委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は部局単位でお願いします。

なお、この委員会の質疑に関しては、委員長、副委員長、担当委員、またはその他委員が答弁されることも結構ですので、補足される場合は挙手をしてください。

まず、市長公室について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 決算委員の皆さん、詳細審査大変お世話になりました。お疲れさまでございました。今決算委員長のほうから審査報告いただいた中で、何点か質疑をさせていただこうと思います。

まず、市長公室の関係なんですけども、決算委員会としての意見の中に営業部設置事業について、事業実績が芳しくなくて費用に見合っていないとございますが、もう少し具体的にどのように見合っていないのかということをお教えいただきたい

というのと、この営業部設置事業というのは、どういう成果資料でもって評価をされてきたのかなというのは、ちょっと私も分かりにくいところがございますので、その評価の視点というのを少し教えていただきたいというのと、さらに今回意見が付されました商材も含めた見直しというのはどういう意味なのか。お尋ねをしたいと思います。

○大久保委員長 答弁を求めます。

林委員。

○林委員 大畑委員の質問大きく3点あったと思うんですけども、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の、事業実績が費用に対してどのように見合っていないのかということなんですが、事業の内容これは委員もよく御存じのとおりでございます。企業研修等の誘致を推進し、関係人口の増加を促進させるということでございます。そういう中で、607万5,000円を使って、企業へのアンケート調査、またPRセミナーの開催、訪問営業等を行っておりますが、協定締結はゼロ件であって、関係人口の増につながっておらないということでございます。

それから第2点目の、どのような評価視点で審査されたのかということでございますが、決算審査でございますので、議決した予算が事業の目的どおり適正に執行されて、目標どおりの成果が達成されているかどうか、ということ審査しております。

次に3点目の、商材も含めた見直し、その意味でございますが、森林セラピーやカヌーを地域資源としてPRしておりますが、宍粟の豊かな自然や豊富なアクティビティはほかにもたくさんございます。それらも商材として利活用すべきではないかということでございます。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですか。

ほかの方で質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 ありませんね。続いて総務部・選挙管理委員会について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 総務部については、財政運営に対してなんですけども、ちょっと決算委員会の意見が今年はないんで、その辺りなぜなのかというのをちょっと伺いたいと

思うんです。本会議の質疑でも、不用額に関して3会派からそれぞれ質疑があつて、その後詳細審査ということだったと思うんですが、その不用額の詳細審査がなかったとしても、その財政運営全般に対して、審査内容をどのようにされたんかということと、今後への意見を付していくべきじゃないかなと思うわけですけども、決算の役割というのは、次の予算に向けた一つの提言でもありますので、財政運営に対する決算委員会としての意見が必要ではないかなと思うんで、その辺りを伺いたいと思います。

○大久保委員長 答弁を求めます。

3番、神吉委員。

○神吉委員 大畑委員の質疑にお答えいたします。総務部に関して、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の対策を最優先課題とされたとお聞きしました。ワクチン接種事業をはじめ、国の交付金などを活用して、感染防止や経済対策、生活困窮者対策等々の各種政策を進められました。普通交付税が1本算定となって、財政収支バランスの悪化が懸念される中、前年度の余剰金などを活用して12億円以上の繰上償還を実施し、財政負担の軽減に努められました。このことから、適正な運営がされたものと考え、意見のほうは述べませんでした。

また、不用額が多い理由としては、新型コロナウイルス感染症の関連事業でありまして、住民税非課税世帯への特別給付金事業やワクチン接種事業、それから繰出金、扶助費は、年度途中で整理できないので不用額が生じてしまいます。これにおきましても、高い執行率であり、93.7%でありました。特に低くないと認識しておりまして、これから繰越し事業を除いた執行率は96.1%で、これにおきましても、他市と比べても悪くはないという判断をいたしまして、意見として申し添えることがありませんでした。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 そういう説明については分かりましたが、やはり今のところ、コロナ関係の交付金のところで、事業が何とか成り立っているというのはあるんですけども、その自主財源の確保とか、そういう部分では、まだまだ課題が僕はあるんじゃないかなと見てるんです。決して財政状況が豊かではない、豊かというのは当然そうですけど、よい状況ではないと思うんで、やはりこれまでも述べてきたように、その経常経費の削減に一層努めるであるとか、自主財源確保に努めていくというような

方向性は、決算委員会として予算編成に対して、一つ意見を述べてもよかったんじゃないかなと思いますけども、その辺に対していかがでしょうか。

○大久保委員長 答弁を求めます。

神吉委員。

○神吉委員 もちろん財政は豊かではないということは承知しておりまして、さらに前年度の不用額や当該年度の執行状況を十分に各確認して、編成を進めておられます。粋配という言葉で、粋配にすることで、担当者が適正な額を意識するようになっており、かなり予算の執行に関しては、また事業の組立てに対しては、できているのではないかと感じました。

よって、このように意見を述べなかつたということになりますが、この後に事業に対する意見を申し添えるところがありますので、各委員からの意見が出てくることと思いますが、その中を見ていきたいと思います。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですか。

その他質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 それでは、続いて市民生活部について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 すいません。私ばかりで申し訳ないんですけど、市民生活部の中では、地域生活交通対策事業についてなんですけども、ここも質疑がこの審査報告の中へ上がっておりまして、免許返納者への対応が質疑されております。

その質疑に対して、当局からはこれまでどおり、その対応を行っていませんという回答がされておりますので、であるならば、決算委員会としては免許返納問題への調査とか対応、そういうものについて意見を付してほしいなというふうには、これ見て思ったわけなんですけども、そういう免許返納問題、いつも取り上げるんですけども、実態がつかめていないとかいうようなことで、いつもこう逃れられるので、やはり調査をまずする必要があるだろうし、その調査に対して対応を求めるということについて、意見を付していくべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○大久保委員長 答弁を求めます。

7番、山下委員。

○山下委員 市民生活部の中の地域生活交通対策事業についての質疑にお答えさせていただきます。市民生活部におきましては、地域生活公共交通事業として、公共交

通を担当しておりますが、免許返納者への対応や対策につきましては、高齢者の安全確保の面から、市長公室で取り組んでいるというような回答がありましたので、この場におきましては意見として付してはおりません。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 担当が違うということは分かっているんですけど、この報告書の組立ての中で、質疑が行われとって、対応の質疑がされておって、これまでどおりやっていませんという答弁で終わってますので、それでいいのかなと思うわけですね。だから、何らかのその決算委員会としての評価なり、意見は付すべきじゃないかなと思うわけです。

それは、市民生活部のところでは付しにくいのかも分かりませんが、それを考える必要があるんじゃないかなと、ここで質疑で上がってますので、そういうふうに感じました。

○大久保委員長 神吉委員長。

○神吉委員 もちろん免許返納者への対応については、切実な問題だと考えております。ただし、この広大な宍粟市の中で、これに対応しようとするすと、市内外を網羅する交通網が必要となり、地域の公共交通のみで全てを解決するということはできないと考える。よって、免許を返納制度のところでのその意見というものは、付すことはできないと考えております。何か違った方法で、全く違った方法でないと、この免許返納者への対応というものはできないと考えるので、山下委員が答弁しましたとおり、できないということになりました。

以上です。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 この地域生活交通対策事業のみで、免許返納者への対応できないのはよく分かるんですよ。ですから、この部署で上げられたら、非常に免許返納問題に書きにくいなどは思うんですけど、ここで取り上げられて何も行っていませんで、議会として何も意見を言わなくていいかという、そういう単純なことなんですよね。

ですから、市民生活部のところで書くのであれば、その地域生活交通対策事業のみならず、それ以外の手段も含めて、免許返納問題への対応をすべきでないかみたいなことは、入れてもよかったんじゃないかなと思ったんです。

○大久保委員長 7番、山下委員。

○山下委員 そういった質疑がありました中で、当局のほうから免許返納者の対応、対策につきましては、高齢者の安全確保の面から市長公室で取り組んでおりまして、

この令和3年度の実績といたしましては、それぞれの部署でそれぞれの対策に取り組んできたというところですが、という回答がありましたので、この市民生活部におきましては、特に取り上げていないというようなことになりました。

○大久保委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 それでは、続いて健康福祉部について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 一つ質疑でなく、訂正が必要なんじゃないかなということなんですが、文言の訂正ですね。病児病後児保育事業の質疑と回答のやり取りされとんですが、その中に文章上に障がいという言葉が使っているんで、これは不適切な表現だろうと思うんで、言い換えができたらしめていただきたいと思います。

質疑はその次なんですけど、病児病後児保育の受入れ問題、先ほども神吉委員長のほうから十分な受入れができてない課題がありました。そこは問題点として指摘されました。意見としてこの新病院の建設に合わせて、課題解決を図りたいというふうな形になっているんですが、この新病院の建設というのは、すごくもっと先の話でありますので、なぜこの新病院の建設に合わせてというふうに意見としてなったのか、という考え方を伺いたしたいと思います。

○大久保委員長 山下委員。

○山下委員 最初の訂正の依頼につきましては、障がいを支障というふうに置き換えさせていたしたいと思いますと思っております。

また、病児病後児保育事業の受入れ問題につきまして、この健康福祉部の回答といたしまして、病児病後児保育事業への受入れを年間で7人お断りして、大変申し訳ないことをしているということで、この受入れを全て可能にするためには、施設的な問題もあるので、今すぐには改善は難しいが、今後総合病院の開設に合わせて、この病児病後児保育の在り方も今検討中であり、少しでも解消ができるように、しっかりと協議を行っていきたいという回答を得たことによります決算委員会についての趣旨、これがその趣旨及び考え方であります。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 分かりました。ちょっと自由討議のほうがいいのかどうか分からないんですけど、病児病後児が、今すぐやっぱり課題を解決せないけないという、迫ったものがあるのかどうかというところまでは十分分かりませんが、ただこれは保護者の勤務場所とかそういうことによって、便利なところ、場所が決まっていくんだ

ろうと思うんですね。たまたま今は病院との関係ということで、病院の近くに置いてあるわけですが、本当に今度新しいところに病院が変わっていく、その近くにセットでという考え方かなと僕は捉えてしまったんですね。

そういうことになると、保護者のニーズに沿っていくのかなという、就労場所との関係が非常に重要かなと思うので、ふだん開業医で見てもらって、そしてお母さんが預けなければならないという事態になったときに、その距離感の問題とか含めてあるので、今の場所をとこのこだわりはないんですけども、病院建設に合わせということは、病院と一緒に考えていくんだというふうに捉えてしまったんですよ。そこをちょっと教えていただきたいんですけども、たまたまその病院建設に合わせて、病児病後児も場所のことも含めて、抜本的に考えようということなのか。病院建設のところで考えようということなのか。その辺どういう答弁だったんでしょうか。

○大久保委員長 山下委員。

○山下委員 健康福祉部からの答弁によりますと、今後の総合病院の開設に合わせて、この病児病後児保育の在り方も今検討をしていて、少しでも解消ができるように、しっかりと協議を行っていきたいという回答でありました。

○大久保委員長 神吉委員長。

○神吉委員 それと補足なんですけど、先ほど年間で7人ほどお断りしたと申し上げましたが、その7名の保護者の方におかれましても、仕事のシフトを調整することによって、何とか仕事に影響が出なかったという報告も受けており、ただ、この後もそういう事案が発生しようとした場合、あの施設では手狭になってくるため、その場所、考え方などを検討していきたいという答弁をいただいた上で、私どもの意見とさせていただきます。

以上です。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 ということは、この委員会としての意見として、新病院建設に合わせてということは、そこでということをおっしゃってるわけではない、というふうに解してよろしいんですね。

○大久保委員長 神吉委員長。

○神吉委員 私どもの質疑の中で、新病院の建設と合わせてというふうにお答えがありましたから、新病院の近くになるのか、新病院の中になるのか、はたまた今の場所で大きくするのか、というところまでの質疑は行いませんでした。それも計画段

階ではございませんので、そういうことも含めた検討をするという答弁をいただきましたので、その場所に関してはまだ決まっておられません。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 なければ、続いて産業部・農業委員会事務局について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 産業部ですが、森林環境譲与税の使途について、使い方の問題について、ちょっとどのように審査されたのかということで、決算委員会としての評価などを伺いたいと思うんですが、本年度の収入額は、税の収入額ですが、森林環境譲与税として1億1,500万円ぐらい入ってきております。そのうち今事業として活用されているのは7,000万円になっておりますが、この税の使途というのは、この森林環境譲与税の制度設計の中では、間伐とか担い手確保、それから木材利用の促進など、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

それを通じて、地球温暖化防止や災害対策、水源涵養などの公益的機能が発揮される森づくりをしていくということだと思うんですが、内容を見させていただいたら、50名山だったかな、何かちょっと観光的な部分に使われてる部分とか、結構あるんですね。ですから、そのこの環境譲与税の使途について、どのように委員会として評価されてるのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○大久保委員長 答弁を求めます。

今井委員。

○今井委員 それでは大畑委員の質疑について、私のほうからお答えさせていただきます。森林環境譲与税の使途について、どのような審査がなされたのかという質問ですが、委員から森林管理以外の事業に、これを使っている根拠はという質疑がありました。それに対しての当局の答弁としては、森林環境譲与税は、まず森林の公益的機能を発揮するためにつくられたものであると、だからまず森林整備を最優先に活用することが大前提である。またそのほかにも広く、森林体験を通じて森林のよさを知っていただいたり、木材の活用を通して森林に関心を向けてもらう、そのような取組にも充当できるとなっているということで、宍粟市においてはそれ以外の活動として、木育であったり、森林環境教育、宍粟材の利用促進、森林セラピーのグリーンツーリズム事業等々に活用しているということでした。

決算委員会としては、どう評価したのかということですが、その後、特にこれについては意見は出ませんでした。ということで決算としては妥当であると判断したものだと思います。それは大畑委員の言われる地球温暖化防止であったり、災害対策、水源涵養等々の公益的機能の発揮につながっている事業かどうかという、その審査の評価という意味においても、特にその観点での議論はなかったですが、様々な森林整備支援事業、これはもう当然行っていますので、その中でそのような公益的機能は発揮されていると判断したものと考えております。

具体的な言葉、議論としては、決算委員会の中では出てきておりませんが、一応そういう形で議論がなかったということで、妥当であると判断したと考えております。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですか。そのほかで質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 なければ、続いて建設部について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 ありませんね。それでは続いて教育部について質疑はありますか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 教育部につきましては、決算委員会の意見で出されております第3子以降の学校給食助成事業、この表現というところなんですけれども、まず制度設計に関して、この事業の制度設計に関して、意見を聞いているもののということ、ある程度これまでも令和2年度でも、決算委員会の意見でも、もう少し引き続いて検討してくれということ、これまで議会は言ってきたかと思うんですが、今回はこういう意見はあるものの、このまま継続した取組を求めたいということで、その意見を切り捨てるかのような表現がしてあるんですね。これをどういう意図なのかということがちょっと分からないので、まだまだ制度設計に関して意見があるのであれば、あえてこのまま継続を求めるという表現は、いかがなものかなと思うんですけれども、ここを強調されている意味は何なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大久保委員長 答弁を求めます。

八木委員。

○八木委員 第3子以降の学校給食費助成事業に関してなんですけれども、先ほどの質疑に関しまして、給食費助成事業としては、令和3年度283世帯、309名の多子世帯の経済的負担の軽減をすることができております。この第3子以降学校給

食費助成事業としては、このまま継続してもらいたいということなんですけども、しかしこの事業に関しては、いろんな意見等も聞いていますので、それはまた新たな制度設計を考えていくべきだなどは思っているんですけども、ここにはあえてその新しい制度設計のほうを考えていくべきだということは載せることはしておりませんでした。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 今、八木委員がおっしゃっていただいたように、また新たなものを求めていくんだということは賛成できるんですけど、そのことが当局に伝わるかなと思って、この文章でね。ただそれを議会としては、そういう思いがあるんですよ、ということ伝えていかなければいけないと思うんで、そのことについては、この決算委員会の意見をどうこうということは難しいんであれば、これはまた予算決算常任委員長の報告の中で、何か考えていただかないといけないかなと思いますけどね。それはちょっとお諮りをしたいと思います。

○大久保委員長 神吉委員長。

○神吉委員 いろいろな意見がありますということを書かせてもらってありますが、これは以前から私も存じ上げておるんですが、第3子においても、一番上のお兄さん、お姉さんが18歳高校生を卒業されたら、その対象から外れてしまうのは、制度設計上おかしくないかとか、あと3人目だけではなく2人目もであったり、全員給食費を無料にしてはどうだという、いろいろな御意見があるとは思いますが、今回の決算委員会の審査の内容としては、第3子以降の学校の給食費を無料にしてあげようという、そういう取組でございます。

その事業費と決算額を見て、これはこれだけの、先ほど八木委員のほうからもありましたが、309人の子どもさんたちの給食費を支払うことができたという事業であって、それは好ましいことであるという意味において、意見を述べさせていただきます。ですので、制度設計の違うものをつくってはどうかというところまでは、踏み込んでおりませんが、それはまた何か違う場面で、意見を言わなければならないと考えております。私が言うのではないですよ。そういう御意見をお持ちの方々が、そういうところで発声されたらいいのではないかと思います。

以上です。

○大久保委員長 10番、大畑委員。

○大畑委員 審査の中で、今の制度でこれだけの成果が出てるということだったら、意見としてこういう書き方しなくてもいいと思うんですね。ここの書き方は制度設

計に関して意見を聞いているものの、このまま継続した取組を求めたいになるんですよ。続けていけば。いろいろ意見があるけども、このまましてくれということは、議会は決めたということになっていくので、先ほど八木委員がおっしゃった、現状で随分助かってる部分があるが、さらに拡充についての考え方はあるとおっしゃったんだったら、そのことは言わないといけないと思うんで、誰かが言ったらいいという問題じゃないと思うんで、神吉委員長が言われたんやったら、私はこれでいいけど、この制度について異議がある人は、別にやったらいいんやというふうに聞こえないんで、そういうちょっと分断をあおるようなやり方はあかんと思うんですよ。だから委員会として、当時のな見解を出すようなものを考えていく必要が僕はあるというふうに考えています。

○大久保委員長 神吉委員長。

○決算委員会委員長（神吉正男君） 先ほど申しましたとおり、決算委員会としての審査の内容は、第3子以降の学校給食費の事業ですので、助成事業ですので、そのとおりの答弁、同じ答弁となってしまいますが、委員会としてはこのような答えを出させていただきました。

そして、特に分断を招くような発言をしているわけではなく、いろいろな意見があつて当然だと思いますので、それはそれが発することができる場所で発していくべきだというふうに思います。先ほど大畑委員がおっしゃられた諮るという言葉が少し気になっているんですが、この予算決算常任委員会でこれを諮ることができるかというところも、少し今疑問に思いましたので、その件は大久保委員長のほうに少しお任せして、判断を仰ぎたいと思います。

以上です。

○大久保委員長 よろしいですか。

10番、大畑委員。

○大畑委員 あとお諮りしますけども、去年の報告書が、第三子以降の給食費助成事業に関しては、保護者や教職員などの意見や要望を聞きつつ、よりよい制度となるよう検討されたいということなんです。去年も今年も同じ制度設計です。去年もそういうことで、具体的にどうこうせえとは書いてませんけども、やはりよりよい制度となるように検討されたいなんです。しかし今年はいろいろ意見はあるけど、このまま継続してくれということで、そう言ってるんです。はっきり言い切ってるんですね。そこが随分変わったなと僕は思ったんで、そこが決算委員会としての統一意見で変えられないのであれば、それは予算決算常任委員会として、どうするんか

ということを諮っていただきたいと思います。

○大久保委員長 そしたらこちらのほうで、また副委員長と相談して検討したいと思います。

ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 続いて、総合病院、会計課、議会事務局・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局について、質疑はありますか。

大畑委員。

○大畑委員 最後です。総合病院なんですが、基本的に報告されたことで、今年度の3年度の決算だろうと思いますが、中身を見ますとやはり3年連続の黒字と言いながらも、これはコロナ重点医療機関の指定による補助金、それによる黒字になっておりました、具体的な入院あるいは外来の患者の数を見ますと、やっぱり減ってきてるわけですね。

ここは、コロナ感染拡大以前の患者数まで回復させていく。いわゆる令和元年度のときまで患者数を回復させていくこととか、あるいは今後ウィズコロナの中で、経営をしっかりとやっていく上においては、というのは、そのコロナ関係の補助金がなくなってしまうおそれもありますから、そういう中での経営強化に向けた集患力、患者をいかに集めていくかというようなことについて、取組が必要だと思うので、そういう意味での意見も補強すべきじゃないかなと私は考えましたが、その辺についての議論はなかったでしょうか。

○大久保委員長 1番、中本委員。

○中本委員 すみません。確かにおっしゃるとおり、13億円の空床補償補助金がございます。それがなければどうなっていたかということもあるんですが、令和3年度の決算といたしましては、新たな外来の開設や積極的な訪問診療、また救急の受入れ等々で増収をし、また診療材料についても在庫整理や価格交渉を行っていただき、ジェネリック医療品の使用推進等の地道な努力によって、マイナスの部分を少なくしていただいています。

また、患者さんのほうについても、御意見箱を設置していただいて、クレジット決済の導入などを選んでいただける病院というふうに努力されていることから、妥当だと認定いたしました。また確かにその13億円が今後先々なくなっていくということは、もう絶対考えることなんで、これに対しての意見とおっしゃられる部分があるのであれば、今回の予算決算常任委員会の委員長報告のほうに載せるかどうか、

お諮りいただければと思います。

○大久保委員長 神吉委員長。

○神吉委員 少し補足的な説明になるんですが、令和元年度並みの診療実績を念頭に置いて、救急応需の向上と医業費用の抑制を堅持しながら、病院運営に取り組むことで黒字化達成を目指していく。この言葉は決算質疑の中で病院側から出てきた言葉でございます。確かにコロナのために、病床が横のほうへされてしまいまして、一般の入院ができないという状況になってしまい、その病院の収入が減ってきているのは確かでございますが、このコロナが明けた場合は、このように進めていくのですという質疑に対しての答弁をいただいておりますので、私はそのことに関して、特に決算委員会で触れることはなく、副委員長からのお言葉どおりの理解をさせていただきました。

以上です。

○大久保委員長 質疑を求めます。大畑委員、よろしいですか。

○大畑委員 最初に中本委員が言ったように、その辺皆さんとして、補強すべきだという意見があるということであれば、先ほど同じように委員長のほうにお任せをしたいと、お諮りをしたいと思いますけど、それで結構です。

○大久保委員長 今の中本委員の関係で、意見がありましたらこの場でお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 そうしたら、ないようですので、こちらのほうに任せていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

次に自由討議を行います。

自由討議の時間は、1議題につき30分間とします。議題は、一般会計決算と会計特別会計決算の2議題とします。なお、発言は1題につき、1委員3回以内とします。

まず、第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、発言したい委員は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 ありませんね。

続いて、第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてまでを1議題とし、自由討議を行います。

発言したい委員は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 ありませんね。これで自由討議を終わります。

続いて採決を行います。採決は1議案ずつ起立により行います。

まず第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第76号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○大久保委員長 起立多数であります。

よって第76号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第77号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○大久保委員長 起立多数であります。

よって第77号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第78号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大久保委員長 起立全員であります。

よって第78号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第79号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○大久保委員長 起立多数であります。

よって第79号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第80号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○大久保委員長 起立多数であります。

よって第80号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第81号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第81号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大久保委員長 起立全員であります。

よって第81号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第82号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第82号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大久保委員長 起立全員であります。

よって第82号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第83号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第83号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大久保委員長 起立全員であります。

よって第83号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

第84号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大久保委員長 起立全員であります。

よって第84号議案は、認定すべきものと決しました。

以上で第107回宍粟市議会定例会付託案件審査、令和3年度決算認定9議案の審査を終了します。

本会議に提出する報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいですか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○大久保委員長 異議ありませんね。

決算に係る重要施策の評価及び新年度予算に関する意見についてであります。執行機関を監視評価する体制として、決算委員会において決算に係る重要施策の意見、施策評価を行い、次年度予算へ提言することを協議していただいているところでもあります。

このことについて、予算決算常任委員会の閉会中の継続調査として決定してよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○大久保委員長 異議ありませんね。

決算に係る重要施策の評価及び新年度予算に関する意見については、予算決算常任委員会の閉会中の継続調査事項と決定いたします。

手法については、まずは決算委員会において協議し、進めていくことにしたいと思いますが、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○大久保委員長 ありませんね。

その他を議題とします。その他で何かありますか。

大畑委員。

○大畑委員 いつからか分からないんですけど、この決算委員会、あるいは予算委員会の意見に対して、今日もいろいろ質疑させていただいてするんですけども、その委員会の報告自体は変えられないんですけども、その後の議論で補強するとか、修正するとかいうことが、予算決算常任委員会の中であってもいいんじゃないかなと思ったんですね。

これまでは何かそういうことが、過去には行われよったと思うんです。質疑するだけやったら、そのための予算決算常任委員会だけに終わってしまってるような気がするんですね。だからみんなで議論して、この部分についてどうするかというようなことが、予算決算常任委員会として決まっていけない流れになってしまってるんですけど、いつからこんなふうになったのかなと思って。

だから、全て小委員会の報告がベースになって、あと質疑こんなことがありましたというだけの本会議報告になつてるでしょう。だからちょっと昔とやり方、何のための予算決算常任委員会なんかよく分からへんのですけど、あくまでも小委員会のもう審査意見を尊重した上でやるんだということが決まっとったら、それでまたやり方は僕らも変わってくるんですけど、ちょっと昔のままに思ってるさかいに、何

かこう、委員会の意見に対してやり取りして、委員の意見によって、そこはこうしたほうがいいんじゃないかとかいう意見で、変わったりすることがあり得るのかなと思ってたんですよ。その辺も全然ないですからね。そのやり方がそうなったのがちょっと分からないので、聞いてるだけなんですけど、いい悪いは別にして。

○大久保委員長 いつからそうなったのかとかいうことは、ちょっと今この場でお答えないんですが、大畑委員の今意見としてお伺いしておきます。

あと、ありませんね。なければ本日の委員会は閉会します。

今井副委員長、挨拶をお願いします。

○今井副委員長 どうも御苦労さまでした。また決算委員の皆さん、長い間どうも御苦労さまでした。これにて本日は終わります。

(午後 2時30分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会 委員長 大久保 陽 一

宍粟市議会予算決算常任委員会（決算委員会） 委員長 神 吉 正 男